

第七六回

参第一二号

小規模事業者生業安定資金融通特別措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、小規模事業者に対し事業の経営に必要な資金を無利子で貸し付けることにより、生業の安定を図り、もつて小規模事業者の福祉の増進と小規模事業の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、二人）以下の事業者（事業者が会社である場合においては、その会社の株式その他の持分の全部がその会社の業務執行に関し権限を有する者及びその者と同一世帯に属する者によつて所有されているものに限る。）で当該事業者（事業者が会社である場合においては、その会社の業務執行に関し権限を有する者）及びその者と同一世帯に属する者が当該事業から得る政令で定める所得の合計額が政令で定める額を超えないものをいう。

（貸付け）

第三条 都道府県は、小規模事業者であつて第五条第一項の認定を受けたものに対し、この法律の定めるところにより、当該認定に係る事業安定計画に記載された同条第二項第四号の措置を実施するために必要な資金を貸し付けることができる。

（貸付金の額、条件等）

第四条 前条の資金（以下「生業安定資金」という。）は、一の借主につき二百万円を限度とし、利子を付せず、その償還期間は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 都道府県は、生業安定資金の貸付けについては、借主に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。ただし、担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが困難な場合において、その者の事業の実績、租税の納付状況その他その者の信用を量るべき資料に基づいて貸付金の償還の見込みがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付資格の認定）

第五条 生業安定資金の貸付けを受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、事業安定計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けなければならない。

2 前項の事業安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業経営の状況
- 二 資産及び負債の状況

三 収入及び支出の状況

四 生業の安定を図るために必要な措置（他の事業へ転換するための措置を含む。）

五 生業安定資金の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画

六 その他通商産業省令で定める事項

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定により認定の申請があつたときは、その申請が次の各号の要件を満たす場合には、同項の認定をするものとする。

一 事業安定計画に記載された前条第二項第四号の措置が生業の安定を図るために必要かつ適当なものであること。

二 事業安定計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みがあること。

三 申請者が事業安定計画を達成するためには、当該貸付けを受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

（繰上償還）

第七条 都道府県は、生業安定資金の貸付けをした場合において、借主が次の各号の一に該当するときは、貸付金の全部又は一部の支払期日を繰り上げ、その償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 第十条に規定する都道府県知事の指示に従わなかつたとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付けの条件に違反したとき。

2 借主が次の各号のいずれかに該当するに至つたときも、また前項と同様とする。

一 その常時使用する従業員の数若しくは事業者及びその者と同一世帯に属する者がその事業から得る第二条の政令で定める所得の合計額が同条に規定する従業員の数若しくは政令で定める額を著しく超え、又は事業者が会社である場合におけるその会社の株式その他の持分の過半数がその会社の業務執行に関し権限を有する者及びその者と同一世帯に属する者によつて所有されなくなり、かつ、それぞれその状態が継続すると認められるとき。

二 第五条第二項第二号又は第三号に掲げる状況の著しい変化その他の理由により当該貸付けを継続する必要がなくなつたと認められるとき。

三 当該貸付けに係る事業を廃止したとき。

（償還の免除等）

第八条 都道府県は、災害その他借主の責めに帰することができない理由により、借主の事業の継続が困難となつた場合において、やむを得ないと認めるときは、通商産業大臣の承認を受けて、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

2 都道府県は、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借主が支払期日に償還金を支払うことが困難であると認めるときは、償還金の全部又は一部の支払期日を繰

り延べることができる。

(違約金)

第九条 都道府県は、借主が支払期日までに貸付金を償還しなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年十・七五パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

2 都道府県は、借主が第七条第一項各号の一に該当することを理由として同項の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ貸付金の金額につき年十・七五パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを併せて請求することができる。

(指示)

第十条 都道府県知事は、生業安定資金の貸付けを受けた者に対し、事業経営の安定のために必要な指示をすることができる。

(県の特別会計)

第十一条 都道府県は、特別会計を設置して生業安定資金の貸付けの事業の経理を行わなければならない。

2 前項の特別会計(以下「県の特別会計」という。)においては、都道府県の一般会計(以下「県の一般会計」という。)からの繰入金、次条の規定による国からの補助金(以下「国からの補助金」という。)、償還金、第九条の違約金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三条の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

(国からの補助金)

第十二条 国は、都道府県に対し当該都道府県が生業安定資金の貸付事業の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額を補助するものとする。

(貸付事業を廃止した場合の措置)

第十三条 都道府県は、生業安定資金の貸付事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、当該事業に係る貸付金の未貸付額及びその後において支払を受ける当該事業に係る貸付金の償還額の合計額に、国からの補助金の額及びその都道府県が当該事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の合計額に対する国からの補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、生業安定資金の貸付事業を廃止する前に、国からの補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することを妨げるものではない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

2 中小企業庁設置法 (昭和三十二年法律第八十三号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の二の三を第四号の二の四とし、第四号の二の二の次に次の一号を加える。

四の二の三 小規模事業者生業安定資金融通特別措置法 (昭和五十年法律第
号) の施行に関すること。

第四条第三項中「第四号の二の三」を「第四号の二の四」に改め、同条第五項中「第
四号の二の二」の下に「、第四号の二の三」を加える。

理 由

小規模事業者の生業の安定を図るため、都道府県の小規模事業者に対する資金の無利子貸付け、国の都道府県に対する補助その他必要な措置を講ずる必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約一千億円の見込みである。